

## グローバルビジネス学科「English Summer Seminar」(ESS)に関する内規 (2020年度入学者対象)

令和3年4月1日制定

### (目的)

第1条 この内規は、国際学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第10条に定める外国語科目および日本語科目の履修方法 第6項に関する事項について定めることを目的とする。

### (履修について)

第2条 「English Summer Seminar」(以下、ESSとする)は1年次1学期の集中講義科目として開講する必修科目である。

### (単位認定について)

第3条 前条に定める単位の認定を受けるには、下記の(1)～(5)に定める条件のうち、いずれかを満たさなければならない。

- (1) 2020年度にオンライン英会話を受講し、英会話60時間(144回)と語彙力トレーニング(iKnow!)60時間を修了する。
- (2) 2020年7月、2020年12月、2021年4月のいずれかの日程のTOEIC受験において、600点以上を取得する。
- (3) 2022年2月～3月の期間に、ESSに相当する短期留学プログラムが開催される場合、当該プログラムに参加する。ただし、この場合、参加者は実費を負担する。
- (4) 2021年度にオンライン英会話を再受講して、英会話60時間(144回)および語彙力トレーニング(iKnow!)60時間を修了する(\*再受講は実費)。ただし、この場合、2020年6月から2021年3月までの英会話および語彙力トレーニングの受講時間については、次年度への持ち越しが認められる。
- (5) 上記(1)～(4)以外で、国際学部運営委員会の議を経て決められた方法に従う。

2 前条に定める単位の認定は、国際学部運営委員会の議を経て行う。

3 2020年9月に入学したものについては、別途、国際学部運営委員会の議を経て決められた方法に従うことで、前条に定める単位の認定を受けることができる。

4 2020年度1学期を休学した者については、別途、国際学部運営委員会の議を経て決められた方法に従うことで、前条に定める単位の認定を受けることができる。

### (事務の所管)

第4条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、国際学部運営委員会の議を経て行う。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日に遡って施行する。